

官報 号外

平成十四年四月三日

○第百五十四回 参議院會議録第十四号

平成十四年四月三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

平成十四年四月三日

午前十時開議

第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第二 自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件
以下 議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

岡崎トミ子君、神本美恵子君からいずれも海外渡航のため来る五日から八日間の請暇の申出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

平成十四年四月三日 参議院會議録第十四号

国立学校設置法の一部を改正する法律案 自然公園法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長橋本聖子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔橋本聖子君登壇、拍手〕

○橋本聖子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、図書館情報大学を筑波大学に統合し、山梨大学と山梨医科大学とを統合して山梨大学を新設するとともに、沖縄工業高等専門学校を新設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国立大学の再編・統合のめたらす効果、単科大学の再編・統合の方針、新設される沖縄工業高等専門学校の教育環境を守るための措置等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されました。

ております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

〔拍手〕

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第二 自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長堀利和君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔堀利和君登壇、拍手〕

○堀利和君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、将来にわたって優れた自然の風景地を保護するため、自然公園における生物の多様性の確保を旨として、特別地域等における行為規

制を追加するとともに、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体の各制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、新生物多様性国家戦略と本改正案とのかわり、自然公園内におけるトイレ整備等過剰利用対策の必要性、環境教育充実の重要性、里地里山保全等に係るNGOへの支援拡充策、自然再生事業への取組姿勢等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、本法律案に対し、日本共産党を代表して岩佐委員より、目的規定について生物多様性の確保の観点を盛り込むこと等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

〔拍手〕

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

平成十四年四月三日 参議院會議録第十四号 議長の報告事項

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時九分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君
副議長 本岡 昭次君

議員
大江 康弘君 森 ゆうこう君
山本 香苗君 松 あきら君
高橋紀世子君 平野 達男君
遠山 清彦君 渡辺 孝男君
広野ただし君 福本 潤一君
沢 たまき君 中川 孝一君
日出 英輔君 島袋 康康君
西川きよし君 山口 隆男君
加藤 修一君 山本 隆保君
弘友 和夫君 木村 昌仁君
佐々木知子君 平野 貞夫君
田村 秀昭君 風間 昶君
高野 博師君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 鶴保 庸介君
入澤 肇君 松岡満壽男君
山本 正和君 日笠 勝之君
森本 晃司君 木庭健太郎君
山下 栄一君 泉 信也君
西岡 武夫君 田名部匡省君
渡辺 秀央君 統 訓弘君
浜四津敏子君 白浜 一良君
鶴岡 洋君 草川 昭三君
浜田卓二郎君 吉田 博美君
柏村 武昭君 龜井 郁夫君
山下 善彦君 山内 俊夫君
森元 恒雄君 松山 政司君
外添 要一君 藤井 基之君
福島啓史郎君 野上浩太郎君
森田 次夫君 中島 啓雄君

愛知 治郎君 荒井 正吾君
山下 英利君 岩城 光英君
大野つや子君 阿南 一成君
岸 宏一君 世耕 弘成君
魚住 汎英君 阿部 正俊君
北岡 秀二君 溝手 顕正君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
松谷蒼一郎君 片山虎之助君
田中 直紀君 清水嘉与子君
中曾根弘文君 青木 幹雄君
久野 恒一君 西銘順志郎君
伊達 忠一君 小林 温君
脇 雅史君 有村 治子君
加治屋義人君 佐藤 昭郎君
林 芳正君 常田 享詳君
田浦 直君 三浦 一水君
谷川 秀善君 金田 勝年君
中原 爽君 矢野 哲朗君
南野知恵子君 服部三男雄君
宮崎 秀樹君 倉田 寛之君
真鍋 賢二君

山東 昭子君 杵掛 哲男君
野沢 太三君 桜井 新君
上杉 光弘君 中村 敦夫君
鈴木 寛君 岩本 司君
榎葉實津也君 椎名 素夫君
池口 修次君 辻 泰弘君
木俣 佳文君 羽田雄一郎君
谷 博之君 高嶋 良充君
佐藤 雄平君 小川 敏夫君
櫻井 充君 小林 元君
今泉 昭君 朝日 俊弘君
郡司 彰君 佐藤 泰介君
長谷川 清君 柳田 稔君
齋藤 十朗君 廣中和歌子君
山下八洲夫君 興石 東君
井上 哲士君 大塚 耕平君
紙 智子君 田嶋 陽子君
藤原 正司君 小泉 親司君
福山 哲郎君 浅尾慶一郎君
井上 美代君 大田 昌秀君
齋藤 勲君 本田 良一君

議長の報告事項
去る三月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
総務委員 清水 達雄君 補欠 西銘順志郎君
財政金融委員 鈴木 寛君 補欠 松井 孝治君
文教科学委員 有村 治子君 補欠 坂野 重信君
農林水産委員 坂野 重信君 補欠 有村 治子君
市田 忠義君 補欠 林 紀子君
市田 忠義君 補欠 市田 忠義君

國務大臣
文部科学大臣 遠山 敦子君
環境大臣 大木 浩君

小池 晃君 池田 幹幸君
大淵 絹子君 淵上 貞雄君
和田ひろ子君 円 より子君
江本 孟紀君 山本 孝史君
岩佐 恵美君 富樫 練三君
直嶋 正行君 吉川 春子君
角田 義一君 川橋 幸子君
岡崎トミ子君 筆坂 秀世君

経済産業委員

辞任

煙野 君枝君

補欠

緒方 靖夫君

予算委員

辞任

若林 秀樹君

補欠

大塚 耕平君

行政監視委員

辞任

森元 恒雄君

補欠

西銘順志郎君

大塚 耕平君

山本 香苗君

加藤 修一君

議院運営委員

辞任

西銘順志郎君

補欠

森元 恒雄君

加藤 修一君

山本 香苗君

災害対策特別委員会

理事 谷林 正昭君

(山本孝史君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件(閣案第一五号)

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八四号)

平成十三年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

同日議長は、次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るため

平成十四年四月三日

参議院会議録第十四号

議長の報告事項

の関係法律の整備に関する法律案(閣法第五五号)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

都市再開発法等の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法案

沖繩振興特別措置法案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、調査事件

日本国憲法に関する調査

(基本的人権)

一、公聴会の問題 私たちにとっての人権

一、開会の日 平成十四年五月十五日

右のとおり議決した。よって参議院憲法調査会規程第十七条において準用する参議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成十四年三月二十九日

憲法調査会会長 上杉 光弘

参議院議長 井上 裕殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小池晃君提出(二〇〇二年度診療報酬改定に関する質問に対する答弁書第一三三号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律

平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

租税特別措置法等の一部を改正する法律

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

都市再開発法等の一部を改正する法律

都市再生特別措置法案

沖繩振興特別措置法案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律

国立国会図書館法の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成十三年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づく東チモール選挙監視国際平和協力業務実施計画の報告を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

宮本 岳志君

補欠

西山登紀子君

文教科学委員

辞任

千景君

補欠

鶴保 庸介君

厚生労働委員

辞任

鶴保 庸介君

補欠

千景君

補欠

鶴保 庸介君

経済産業委員

辞任

宮本 岳志君

補欠

西山登紀子君

国家基本政策委員

辞任

富樫 練三君

補欠

西山登紀子君

予算委員

辞任

大塚 耕平君

補欠

若林 秀樹君

行政監視委員

辞任

西銘順志郎君

補欠

森元 恒雄君

若林 秀樹君

大塚 耕平君

加藤 修一君

山本 香苗君

西山登紀子君

富樫 練三君

議院運営委員

辞任

森元 恒雄君

補欠

西銘順志郎君

山本 香苗君

加藤 修一君

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

更生保護事業法等の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

弁理士法の一部を改正する法律案(閣法第三一号)

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

国土交通委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

米のカドミウム汚染に関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第十七号)

同日内閣から次の報告書を受領した。

第百五十一回国会参議院において採択された請願の処理経過

昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

龜井 郁夫君

補欠

柏村 武昭君

総務委員

辞任

西山登紀子君

補欠

宮本 岳志君

法務委員

辞任

柏村 武昭君

補欠

龜井 郁夫君

文教科科学委員

辞任

鶴保 庸介君

補欠

千景君

厚生労働委員

辞任

奥石 東君

補欠

本田 良一君

経済産業委員

辞任

本田 良一君

補欠

奥石 東君

国家基本政策委員

辞任

宮本 岳志君

補欠

西山登紀子君

行政監視委員

辞任

西山登紀子君

補欠

富樫 練三君

文教科科学委員

理事 林 紀子君(林紀子君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国土交通省設置法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第一四四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)審査報告書

自然公園法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月二日

文教科科学委員長 橋本 聖子

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、図書館情報大学を筑波大学に統合し、山梨大学と山梨医科大学とを統合して山梨大学を新設するとともに、沖縄工業高等専門学校を新設する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、平成十四年度国立学校特別会計予算に二十九億五千二百三十万八千円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、国立大学の再編・統合に当たっては、大学の自主性に基づく検討を尊重するとともに、地域性に配慮し、教育研究基盤が強化されかつ個性豊かな大学の実現に資するよう努めること。また、各大学と地域とのつながりを考慮し、地域の意見が再編・統合に反映されるよう努めること。

二、沖縄工業高等専門学校の設置予定地は、米軍基地(弾薬庫、演習地)のみならず、普天間飛行場代替施設の建設予定候補地に隣接していることとあり、教育環境に影響が及ぶ懸念無しとはいえないが、沖縄の特殊事情も勘案し、学校の建設及び運営については学生の安全を第一に、万全の配慮をしつつ計画を進めること。

右決議する。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年三月二十六日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

茨城大学

図書館情報大学

茨城県

を

茨城大学

茨城県

に、

筑波大学

筑波大学

茨城県

を

筑波大学

茨城県

に、

山梨大学
山梨県
を
山梨大学
山梨県
に改める。

第三条の五第二項の表秋田大学医療技術短期大学部の項、筑波大学医療技術短期大学部の項、信州大学医療技術短期大学部の項及び九州大学医療技術短期大学部の項を削る。
第七条の十三の表に次のように加える。

沖縄工業高等専門学校 沖縄県

附 則

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第一項の表及び第七条の十三の表の改正規定並びに次項及び附則第五項の規定
平成十四年十月一日

二 第三条の五第二項の表の改正規定のうち秋田大学医療技術短期大学部の項及び筑波大学医療技術短期大学部の項を削る部分並びに附則第三項の規定
平成十七年四月一日

三 第三条の五第二項の表の改正規定(秋田大学医療技術短期大学部の項及び筑波大学医療技術短期大学部の項を削る部分を除く。)及び附則第四項の規定
平成十八年四月一日

(図書館情報大学等の存続に関する経過措置)
2 図書館情報大学、改正前の第三条第一項に規定する山梨大学及び山梨医科大学は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成十四年九月三十日に当該大学に在学する者が当該大学に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(秋田大学医療技術短期大学部及び筑波大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)
3 秋田大学医療技術短期大学部及び筑波大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の五第二

項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
(信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)
4 信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の五第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

5 沖縄工業高等専門学校の学生の入学)
(沖縄工業高等専門学校の学生の入学)
沖縄工業高等専門学校は、平成十六年度から学生を入学させるものとする。

審査報告書
自然公園法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十四年四月二日

参議院議長 井上 裕殿
環境委員長 堀 利和

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、将来にわたって優れた自然の風景地を保護するため、国立公園又は国定公園の利用者が立ち入る場合に環境大臣又は都道府県知事の認定を必要とする利用調整地区制度を設けるとともに、土地所有者等との協定に基づき地方公共団体等が自然の風景地を管理する風景地保護協定制を新設し、あわせて公益法人、特定非営利活動法人等を公園管理団体として指

定することができるようにする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

平成十四年四月三日 参議院会議録第十四号 国立学校設置法の一部を改正する法律案 自然公園法の一部を改正する法律案

附帯決議
生物多様性の確保の重要性にかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、新「生物多様性国家戦略」の実効性を確保するため、本法を含めた自然環境保全の法体系の見直しについて検討を行うこと。

二、自然公園における生態系を保全し、持続的な利用を図られるよう、利用調整地区制度を積極的に活用すること。

三、自然公園内の里地里山の保全に向けて、風景地保護協定及び公園管理団体制度が的確に機能するよう、NGOとの連携を強化するとともに、財政支援を含めた支援策の拡充を図ること。

四、自然公園内の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を外部から持ち込むことを制限するなど、適切な移入種対策を講じること。

五、登山道の荒廃、トイレ整備の遅れなど過剰利用による自然公園の利用上の問題が生じていることに對し、入園規制を含めた適切な手法を検討すること。

六、公園計画の策定に当たっては、地域住民、NGO等関係者の意見を十分反映させるようにするとともに、計画の定期的な見直しが行われるようにすること。

また、自然再生事業等公園計画事業の実施に当たっては、生態系等環境の保全に万全を期すること。

七、自然公園の有する多様な価値を客観的に把握するため、モニタリング等による自然公園に係る調査研究を推進し、自然公園の管理及び運営の基盤となる科学的知見の集積の充実に努めること。

八、自然公園における環境教育及び環境学習の推進を図るとともに、利用者に対する適切な情報提供に努めること。

九、自然公園が生物多様性保全の重要な場と位置付けられたことを踏まえ、公園管理に係る人員及び予算の一層の充実に努めること。
右決議する。

自然公園法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成十四年二月十八日
内閣総理大臣 小泉純一郎

自然公園法の一部を改正する法律案
自然公園法(昭和三十一年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 国立公園及び国定公園
第一節 指定(第五条・第六条)
第二節 公園計画及び公園事業(第七条―第十二条)

第三節 保護及び利用(第十三条―第三十条)
第四節 風景地保護協定(第三十一条―第三十六条)
第五節 公園管理団体(第三十七条―第四十二条)

第六節 費用(第四十三条―第四十九条)
第七節 雑則(第五十条―第五十八条)
第三章 都道府県立自然公園(第五十九条―第六十八条)
第四章 罰則(第六十九条―第七十六条)

五

附則

第一条中「すぐれたを」を「優れた」に改める。

第二条第二号中「わが国を」を「我が国」に改め、
「含む。」の下に「第二章第四節及び第六十一條を除き、を加え、」第十條第一項を「第五條第一項」に改め、同条第三号中「すぐれたを」を「優れた」に改め、同条第二項を「第五條第二項」に改め、同条第四号中「すぐれたを」を「優れた」に改め、同条第五十九條に改め、同条第六号中「基いて」を「基づいて」に改める。

第二章第一節を削る。

第一章第三節を第四條とする。

第二条の二中「すぐれたを」を「優れた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系が多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

第二条の二を第三条とする。

第十條第二項中「聞き」を「聴き」に改め、第二章第二節中同条を第五條とする。

第十一條第二項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第八條とする。

第二章第二節を同章第一節とする。

第二章第三節中第十二條を第七條とする。

第十三條第三項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第八條とし、第十四條を第九條とし、第十五條を第十條とする。

第十六條中「第十四條第二項」を「第九條第二項」に、「第十四條第三項」を「第九條第三項」に改め、同条を第十一條とし、第十六條の二を第十二條とする。

第二章第三節を同章第二節とする。

第十七條第二項中「第十條第三項」を「第五條第三項」に改め、同条第三項中「(第四号の二)」を「(第五号の二)」に、「若しくは第四号の二」を「若しくは同

号」に改め、「同号に掲げる行為」の下に「若しくは第七号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為」を加え、同項中第十号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

第十七條第三項中第九号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域に当該区域に指定する期間内に立ち入ること。

第十七條第三項第八号中「その他これに類する」を「その他の」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの(以下この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十七條第三項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

第十七條第三項中第四号の二を第五号とし、同条第六項中「同項第四号の二」を「同項第五号」に改め、「同号に掲げる行為」の下に「若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為」を加え、同条第九項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十一條第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

第二章第四節中第十七條を第十三條とする。
第五十四條中「第四十二條又は第四十三條の規定に

定に基く」を「第六十條、第六十二條又は第六十三條の規定に基く」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条を第七十六條とする。

第五十三條中「前四條」を「第六十九條、第七十條、第七十二條又は前條」に改め、同条を第七十四條とし、同条の次に次の一條を加える。

第七十五條 第十六條第六項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入つた者は、十萬元以下の過料に処する。

第五十二條中「一」を「いずれかに」に、「二十萬元を」を「三十萬元」に改め、同条第七号中「第三十二條第五項」を「第五十條第五項」に、「立入」を「立入り」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号中「第二十四條第二項」を「第三十條第二項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号中「第二十四條第一項第一号」を「第三十條第一項第一号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号中「第二十二條第二項」を「第二十八條第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第二十二條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「第二十條第五項」を「第二十六條第五項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号中「第二十條第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 偽りその他不正の手段により第十六條第五項の立入認定証の再交付を受けた者
二 第十九條第四項の許可を受けずに認定関係事務の全部を廃止した者
三 第二十二條第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十二條を第七十三條とする。
第五十一條中「第二十條第二項の規定による処分を」を「第二十六條第二項又は第四十條の規定による命令」に、「三十萬元を」を「五十萬元」に改め、同条を第七十一條とする。

第五十條中「一」を「いずれかに」に、「六箇月」を「六月」に、「三十萬元を」を「五十萬元」に改め、同条第一号中「第十七條第三項、第十八條第三項又は第十八條の二第三項」を「第十三條第三項、第十四條第三項、第十五條第三項又は第二十四條第三項」に改め、同条第三号中「第十九條」を「第二十五條」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 偽りその他不正の手段により第十六條第一項の認定を受けた者

第五十條を第七十條とし、同条の次に次の一條を加える。

第七十一條 第二十條第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十萬元以下の罰金に処する。

第四十九條中「第二十一條」を「第二十七條第一項」に、「五十萬元を」を「百万円」に改め、同条を第六十九條とする。

第三章中第四十八條を第六十八條とし、第四十七條を第六十七條とする。

第四十六條第一項中「特別地域」の下に「又は利用調整地区」を加え、同条第二項中「第四十二條第一項」を「第六十條第一項」に、「基く」を「基づく」に、「第四十條」を「第五十六條」に改め、同条を第六十六條とする。

第四十五條中「第四十二條第一項」を「第六十條第一項」に、「第三十四條第一項後段」を「第五十一條第一項後段」に改め、同条を第六十五條とする。

第四十四條中「第四十二條第一項」を「第六十條第一項」に、「基く」を「基づく」に改め、同条を第六十四條とする。

第四十三條中「第三十二條」を「第五十條」に改め、同条を第六十三條とする。

第四十二條第一項中「都道府県立自然公園の風致を維持するため、条例の定めるところにより、」

を「条例の定めるところにより、都道府県立自然公園の風致を維持するため」に改め、「特別地域を」の下に、「都道府県立自然公園の風致の維持とその適正な利用を図るため特別地域内に利用調整地区を」と、「特別地域内」の下に、「利用調整地区内を」と、「特別地域」の下に、「利用調整地区を加え、前章第四節を前章第三節に改め、同条第二項中「第二十四条を」第三十条に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に關し認定関係事務の実施のため必要がある場合に、都道府県知事が第十七条から第二十三条までの規定の例により指定認定機関を指定し、当該指定認定機関に認定関係事務を行わせることができる旨を定めることができる。

第四十二條を第六十條とし、同條の次に次の二條を加える。

(風景地保護協定)

第六十一條 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に關し自然の風景地の保護のため必要がある場合に、地方公共団体又は次條の規定に基づく條例の規定により指定された公園管理団体が前章第四節の規定の例により土地の所有者等と風景地保護協定を締結することができる旨を定めることができる。

(公園管理団体)

第六十二條 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に關し自然の風景地の保護とその適正な利用を図るため必要がある場合に、都道府県知事が前章第五節の規定の例により公園管理団体を指定することができる旨を定めることができる。

第四十一條を第五十九條とする。

第二章第六節中第四十條の三を第五十八條とする。

第四十條の二中「第十七條第一項を」第十三條第一項に、「第十條第三項を」第五條第三項に

に、「第十八條第一項を」第十四條第一項に、「第十八條の二第二項を」第二十四條第一項に、「第三十九條第二項を」第五十五條第二項利用調整地区に係る部分を除く。に改め、「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、同條を第五十七條とする。

第四十條第一項中「行なうを」を行つに、「第七條第三項、第十八條第三項又は第十八條の二第二項を」第十三條第三項、第十四條第三項、第十五條第三項第六号又は第二十四條第三項に改め、同條第三項中「第十七條第六項から第八項まで、第十八條第六項若しくは第七項、第十八條の二第六項若しくは第七項又は第二十條第一項を」第十三條第六項から第八項まで、第十四條第六項若しくは第七項、第二十四條第六項若しくは第七項又は第二十六條第一項に改め、同條第四項中「第二十條第一項を」第二十六條第一項に、「とるを」執るに改め、同條を第五十六條とする。

第三十九條第一項及び第二項中「特別保護地区」の下に、「利用調整地区」を加え、同條第三項中「第十四條第一項を」第九條第一項に改め、同條第四項中「第十五條第一項ただし書」を「第十條第一項ただし書」に改め、同條を第五十五條とし、第三十八條を削る。

第三十七條第二項中「こえないを」超えないに改め、同條第四項中「先だつを」先立つに改め、同條を第五十四條とする。

第三十六條の見出し中「訴を」訴えに改め、同條第一項中「三箇月を」三月に、「訴を」訴えに改め、同條を第五十三條とする。

第三十五條第一項中「第十七條第三項、第十八條第三項若しくは第十八條の二第三項を」第十三條第三項、第十四條第三項若しくは第二十四條第三項に、「第十九條を」第二十五條に、「第二十二條第二項を」第二十六條第二項に改め、同條第四項及び第五項中「第三十二條第一項を」第五十條第一項に改め、同條を第五十一條とする。

第三十四條第一項中「第十七條第三項、第十八條第三項、第十八條の二第三項又は第二十條第二項を」第十三條第三項、第十四條第三項、第二十四條第三項又は第二十六條第二項に改め、同條を第五十一條とし、第三十三條を削る。

第三十二條第二項及び第三項中「かきを」垣に改め、同條第五項中「かきを」垣に、「立入を」立入りに改め、同條を第五十條とする。

第二章第六節を同章第七節とする。

第二章第五節中第三十一條を第四十九條とし、第二十八條から第三十條までを十八條ずつ繰り下げる。

第二十七條第二項中「聞かなければを」聴かなければに改め、同條を第四十五條とし、第二十六條を第四十四條とし、第二十五條を第四十三條とする。

第二章第五節を同章第六節とする。

第二十四條第一項第一号中「おこさせるを」起こさせるに、「同項第二号中」けんおを「嫌悪」に、「客引しを」客引きをしに改め、第二章第四節中第二十四條を第三十條とする。

第二十三條第二項中「第十條第三項を」第五條第三項に改め、同條を第二十九條とする。

第二十二條第一項中「第十七條第三項、第十八條第三項若しくは第十八條の二第三項を」第十三條第三項、第十四條第三項、第十五條第三項第六号若しくは第二十四條第三項に、「第二十條第二項を」第二十六條第二項に、「とるを」執るに改め、同條第二項中「第十七條第三項、第十八條第三項、第十八條の二第三項、第二十條第二項」を「第十三條第三項、第十四條第三項、第十五條第三項第六号、第二十四條第三項、第二十六條第二項」に、「第十七條第三項各号、第十八條の二第三項各号若しくは第二十條第一項各号」を「第十三條第三項各号、第十四條第三項各号、第十五條第三項第三号第六号、第二十四條第三項各号若しくは第二十六條第一項各号」に改め、同條を第二十八條とする。

第二十一條の見出しを「(中止命令等)」に改め、同條中「第十七條第三項、第十八條第三項若しくは第十八條の二第三項を」第十三條第三項、第十四條第三項、第十五條第三項若しくは第二十四條第三項に、「第十九條を」第二十五條に、「附せられたを」付せられたに改め、「において」の下に、「その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて」を加え、「又は原状回復を」若しくは原状回復に、「代るを」代わるに、「とるを」執るに改め、同條に次の二項を加える。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確定することができないときは、環境大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行ふべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならぬ。

3 前項の規定により原状回復等を行うとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第二十一條を第二十七條とする。

第二十條第二項中「とるを」執るに改め、同條第七項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十一條第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景

地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

第二十号を第二十八号とする。

第十九条中「第十七条第三項、第十八条第三項」を「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号」に、「附する」を「付する」に改め、同条を第二十五号とする。

第十八条の第二項中「第十条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条第三項第一号中「第十七条第三項第一号、第三号及び第五号」を「第十三条第三項第一号、第三号及び第六号」に改め、同項第二号中「海そう」を「海藻」に改め、同条を第二十四号とする。

第十八条第二項中「第十条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条第三項中「(前条第三項第四号の二)」を「(前条第三項第五号)」に、「若しくは前条第三項第四号の二」を「若しくは同号」に改め、同項第一号中「第七号まで及び第九号」を「第六号まで、第八号、第九号、第十二号及び第十三号」に改め、同項中第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

第十八条第三項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の二を第三号とする。

第十八条第六項中「前条第三項第四号の二」を「前条第三項第五号」に、「同条第三項第四号の二」を「同条第三項第五号」に改め、同条第八項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

第十八条を第十四条とし、同条の次に次の九条

を加える。

(利用調整地区)

第十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 何人も、環境大臣が定める期間内は、次条第一項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十三条第三項若しくは前条第三項の許可を受けた行為(第五十六条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は第十三条第六項若しくは第八項若しくは前条第六項の届出をした行為(第五十六条第三項の規定による通知に係る行為を含む。)を行うために立ち入る場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合

三 公園事業を執行するために立ち入る場合

四 第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合

五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるものを行うために立ち入る場合

六 前各号に掲げるもののほか、環境大臣又は都道府県知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

(立入りの認定)

第十六条 国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。

一 国立公園又は国定公園を利用する目的で立ち入るものであること。

二 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に認定の申請をしなければならない。

3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していることと認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、立入認定証を交付しなければならない。

5 第一項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。

6 第一項の認定を受けた者は、当該利用調整地区の区域内に立ち入るときは、第四項の立入認定証を携帯しなければならない。

(指定認定機関)

第十七条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、その指定する者

(以下「指定認定機関」という。)に、前条に規定する環境大臣又は都道府県知事の事務(以下「認定関係事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定認定機関の指定(以下第二十一条までにおいて単に「指定」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第二十一条第二項又は第三項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

4 環境大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、指定に係る利用調整地区に関する認定関係事務を行わないものとする。

5 環境大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、その旨をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。

6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の」とあり、同条第二項及び第五項中「国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

(指定の基準)

第十八条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第

二項の申請に係る利用調整地区につき他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 認定関係事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定認定機関の遵守事項)

第十九条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく)環境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 指定認定機関は、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

い。

5 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

6 環境大臣若しくは都道府県知事は前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第四項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣若しくは都道府県知事が第二十一条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

(秘密保持義務等)

第二十条 指定認定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)及びその職員並びにこれらの者であつた者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定認定機関に対する監督命令等)

第二十一条 環境大臣又は都道府県知事は、第十六条から第二十三条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に關し監督上必要な命令をすることができ、環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第十七条第三項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。

3 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第十九条の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

4 第十七条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二十二条 環境大臣又は都道府県知事は、第十六条から第二十三条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に關し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第二十三条 国立公園について第十六条第一項の認定又は同条第五項の立入認定証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指定認定機関)に納めなければならない。

2 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百一十七条の規定に基づき第十六条第一項の認定又は同条第五項の立入認定証の再交付に係る手数料を徴収する場合においては、第十七条の規定により指定認定機関が行う認定又は立入認定証の再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定認定機関に納めさせることができる。

3 前二項の規定により指定認定機関に納められた手数料は、当該指定認定機関の収入とする。

第二章第四節を同章第三節とし、同節の次に次の二節を加える。

第四節 風景地保護協定
(風景地保護協定の締結等)

第三十一条 環境大臣若しくは地方公共団体又は第三十七条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十八条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

一 風景地保護協定の目的となる土地の区域(以下「風景地保護協定区域」という。)

二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項

三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に關連して必要とされる施設の整備が必要なる場合にあつては、当該施設の整備に関する事項

四 風景地保護協定の有効期間

五 風景地保護協定に違反した場合の措置

2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。

二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものではないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について環境省令で定める基準に適合するものであること。

4 地方公共団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園にあつては都道府県知事に協議し、同意を得なければならない。ただし、国立公園について都道府県が当該都道府県の区域内の土地について風景地保護協定を締結する場合は、この限りでない。

5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣の、国立公園にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(風景地保護協定の締結等)

第三十二条 環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

第三十三条 環境大臣又は都道府県知事は、第三十一条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 風景地保護協定の内容及、第三十一条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公告等)

第三十四条 環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第三十五条 第三十一条第二項から第五項まで及び前条の規定は、風景地保護協定において定められた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第三十六条 第三十四条(前条)において準用する場合を含む。の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第五節 公園管理団体

(指定)

第三十七条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国立公園について、国立公園又は国立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法明治二十九年法律第八十九号第三十四条の法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。

3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国立公園

にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。

(業務)

第三十八条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。

二 国立公園又は国立公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。

三 国立公園又は国立公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 国立公園又は国立公園の保護とその適正な利用の推進に必要の助言及び指導を行うこと。

五 国立公園又は国立公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第三十九条 公園管理団体は、環境大臣及び地方公共団体との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第四十条 環境大臣又は都道府県知事は、公園管理団体の業務の運営に改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第四十一条 環境大臣又は都道府県知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したと

きは、その指定を取り消すことができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十二条 国及び地方公共団体は、公園管理団体に対し、その業務の実施に必要の情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

附則
「第四十四条」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の自然公園法(以下この条において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)の項中「第十七条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十条第三項」を「第五条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十八条の二第二項」を「第二十四条第一項」に、「第三十九条第二項」を「第五十五条第二項(利用調整地区に係る部分を除く。)」に改める。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第七号の二中「第十七条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十八条第

一項を「第十四条第一項」に改める。
(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第五條 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第二号中「第三十四条第一項又は第四十五條」を「第五十一條又は第六十五條」に改める。

第四十五條第三項中「第十九條」を「第二十五條」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第六條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第二項第四号中「第十七條第一項」を「第十三條第一項」に改める。

第三十四條の二第二項第二十五号中「第四十一條」を「第五十九條」に、「第四十二條第一項」を「第六十條第一項」に、「第十七條第一項」を「第十三條第一項」に、「第二章第四節」を「第二章第三節」に改める。

第六十五條の三第一項第四号中「第十七條第一項」を「第十三條第一項」に改める。

第六十五條の四第一項第二十五号中「第四十一條」を「第五十九條」に、「第四十二條第一項」を「第六十條第一項」に、「第十七條第一項」を「第十三條第一項」に、「第二章第四節」を「第二章第三節」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第七條 前條の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第三十四條の二第二項第二十五号及び第六十五條の四第一項第二十五号の規定は、個人又は法人(法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)がこの法律の施行の日以後に行う同日以後に新租税特別措置法第三十四條の二第二項第二

十五号又は第六十五條の四第一項第二十五号の認定がされたこれらの規定に規定する地域内の土地の譲渡について適用し、個人又は法人が同日以前に行った同日以前に前條の規定による改正前の租税特別措置法第三十四條の二第二項第二十五号又は第六十五條の四第一項第二十五号の認定がされたこれらの規定に規定する地域内の土地の譲渡については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律平成十一年法律第八号(第六條の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに自然公園法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第七條第一項の規定」とする。

(地価税法の一部改正)
第八條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号イ中「第十七條第一項」を「第十三條第一項」に、「第四十二條第一項」を「第六十條第一項」に改める。

投票者氏名

日程第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二九名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有馬 朗人君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
上杉 光弘君 上野 公成君
魚住 汎英君 小野 清子君
尾辻 秀久君 大島 慶久君

大仁田 厚君	大野つや子君	森山 裕君	矢野 哲朗君
太田 豊秋君	加治屋義人君	山内 俊夫君	山崎 力君
加藤 紀文君	加納 時男君	山下 正昭君	山下 英利君
狩野 安君	景山俊太郎君	山下 善彦君	山本 一太君
柏村 武昭君	片山虎之助君	吉田 博美君	吉村剛太郎君
金田 勝年君	亀井 郁夫君	若林 正俊君	脇 雅史君
河本 英典君	木村 仁君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
岸 宏一君	北岡 秀二君	伊藤 基隆君	池口 修次君
久野 恒一君	倉掛 哲男君	今泉 昭君	岩本 司君
国井 正幸君	倉田 寛之君	海野 徹君	江田 五月君
小齊平敏文君	小林 温君	江本 孟紀君	小川 勝也君
後藤 博子君	小池 祥肇君	小川 敏夫君	大塚 耕平君
近藤 剛君	佐々木知子君	岡崎トミ子君	勝木 健司君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	神本美恵子君	川橋 幸子君
齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君	木俣 佳文君	北澤 俊美君
桜井 新君	山東 昭子君	郡司 彰君	小林 元君
清水嘉与子君	清水 達雄君	小宮山洋子君	奥石 東君
陣内 孝雄君	鈴木 政二君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	佐藤 雄平君	齋藤 勤君
田浦 直君	田中 直紀君	櫻井 充君	榎葉賀津也君
田村 公平君	伊達 忠一君	鈴木 寛君	高嶋 良充君
竹山 裕君	武見 敏三君	高橋 千秋君	谷 博之君
谷川 秀善君	段本 幸男君	谷林 正昭君	千葉 景子君
常田 享詳君	鶴保 庸介君	角田 義一君	辻 泰弘君
中川 義雄君	中島 啓雄君	直嶋 正行君	内藤 正光君
中曾根弘文君	中原 爽君	長谷川 清君	羽田雄一郎君
仲道 俊哉君	西銘順志郎君	野沢 太三君	平田 健二君
野上浩太郎君	橋本 聖子君	林 芳正君	福田 哲郎君
南野知恵子君	服部三男雄君	福島啓史郎君	藤原 正司君
日出 英輔君	藤井 基之君	保坂 三蔵君	本田 良一君
真鍋 賢一君	舩添 要一君	松田 岩夫君	円より子君
松谷蒼一郎君	松田 政司君	山根 隆治君	篠瀬 進君
松村 龍二君	溝手 顕正君	和田ひろ子君	山下八洲夫君
三浦 一水君	森下 博之君	薬科 満治君	若林 秀樹君
宮崎 秀樹君	森元 恒雄君	魚住裕一郎君	荒木 清寛君
森田 次夫君		風間 昶君	加藤 修一君
			草川 昭三君

日程第二 自然公園法の一部を改正する法律案 (内閣提出)		賛成者氏名		反対者氏名	
阿南 一成君	阿部 正俊君	阿南 一成君	阿部 正俊君	阿南 一成君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	荒井 正吾君	有馬 朗人君	荒井 正吾君	有馬 朗人君
〇名		〇名		〇名	
木庭健太郎君	沢 たまき君	有村 治子君	泉 信也君	松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
白浜 一良君	高野 博師君	市川 一朗君	入澤 肇君	松村 龍二君	松山 政司君
統 訓弘君	鶴岡 洋君	岩井 國臣君	岩城 光英君	三浦 一水君	溝手 顕正君
遠山 清彦君	浜田卓二郎君	上杉 光弘君	上野 公成君	宮崎 秀樹君	森下 博之君
浜四津敏子君	日笠 勝之君	魚住 汎英君	小野 清子君	森田 次夫君	森元 恒雄君
弘友 和夫君	福本 潤一君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	森山 裕君	森元 恒雄君
松 あきら君	森本 晃司君	大仁田 厚君	大野つや子君	山内 俊夫君	矢野 哲朗君
山口那津男君	山下 栄一君	太田 豊秋君	加治屋義人君	山崎 正昭君	山崎 力君
山本 香苗君	山本 保君	加藤 紀文君	加納 時男君	山下 善彦君	山下 英利君
渡辺 孝男君	井上 哲士君	狩野 安君	景山俊太郎君	吉田 博美君	山本 一太君
井上 美代君	池田 幹幸君	柏村 武昭君	片山虎之助君	若林 正俊君	吉村剛太郎君
市田 忠義君	岩佐 恵美君	金田 勝年君	亀井 郁夫君	浅尾慶一郎君	脇 雅史君
大沢 辰美君	紙 智子君	河本 英典君	木村 仁君	伊藤 基隆君	朝日 俊弘君
小池 晃君	小泉 親司君	岸 宏一君	北岡 秀二君	今泉 昭君	池口 修次君
大門実紀史君	富樫 練三君	久野 恒一君	沓掛 哲男君	海野 徹君	岩本 司君
西山登紀子君	畑野 君枝君	国井 正幸君	倉田 寛之君	江田 五月君	江田 五月君
八田ひろ子君	林 紀子君	小斉平敏文君	小林 温君	小川 敏夫君	小川 勝也君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君	岡崎トミ子君	大塚 耕平君
吉岡 吉典君	吉川 春子君	近藤 剛君	佐々木知子君	神本美恵子君	勝木 健司君
大江 康弘君	島袋 宗康君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	木俣 佳文君	川橋 幸子君
田名部匡省君	田村 秀昭君	斉藤 滋宣君	斎藤 十朗君	郡司 彰君	北澤 俊美君
高橋紀世子君	西岡 武夫君	桜井 新君	山東 昭子君	小宮山洋子君	小林 元君
西川きよし君	平野 貞夫君	清水嘉与子君	清水 達雄君	佐藤 泰介君	奥石 東君
平野 達男君	広野ただし君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君	佐藤 雄平君	佐藤 道夫君
松岡満壽男君	森 ゆうこ君	世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	櫻井 充君	齋藤 勤君
山本 正和君	渡辺 秀央君	田浦 直君	田中 直紀君	鈴木 寛君	榛葉賀津也君
大淵 絹子君	大脇 雅子君	田村 公平君	伊達 忠一君	高橋 千秋君	高嶋 良充君
大田 昌秀君	田嶋 陽子君	竹山 裕君	武見 敬三君	谷林 正昭君	谷 博之君
椎名 素夫君	中村 敦夫君	谷川 秀善君	段本 幸男君	ツルキンマル君	千葉 景子君
本岡 昭次君		常田 享詳君	鶴保 庸介君	角田 義一君	辻 泰弘君
		中川 義雄君	中島 啓雄君	直嶋 正行君	内藤 正光君
		中曽根弘文君	中原 爽君	長谷川 清君	羽田雄一郎君
		仲道 俊哉君	西銘順志郎君	広中和歌子君	平田 健二君
		野上浩太郎君	野沢 太三君	藤井 俊男君	福山 哲郎君
		南野知恵子君	橋本 聖子君	堀 利和君	藤原 正司君
		服部三男雄君	林 芳正君	松井 孝治君	本田 良一君
		日出 英輔君	福島啓史郎君	峰崎 直樹君	円 より子君
		藤井 基之君	保坂 三蔵君	柳田 稔君	築瀬 進君
		真鍋 賢二君	舩添 要一君	山根 隆治君	山下八洲夫君
					山本 孝史君

二〇〇二年度診療報酬改定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十四年二月二十一日

参議院議長 井上 裕殿 小池 晃

二〇〇二年度診療報酬改定に関する質問主意書

多くの国民は、安心して健康に暮らせる社会の実現を切望しているが、医療制度の相次ぐ改悪と患者負担増による受診抑制で、健康悪化が国民的規模で進行している。さらに、政府が「構造改革」の名の下に進める高齢者原則一割、健保本人三割などの負担増は、受診抑制を加速し、症状の重症化の結果、医療費は増大し医療保険財政を一層圧迫することになりざるを得ない。

あわせて政府は、医療の内容及質を経済的に支える診療報酬本体の史上初の引下げを強行しようとしている。

六か月超の入院料などの保険外負担の拡大などを含む診療報酬の引下げは、医療体制の弱体化を招き、患者が受ける医療の質と安全にも重大な影響をもたらすだけでなく、公的保険給付を縮小し、保険診療と保険外診療の混在によって国民皆保険制度を空洞化させることになる。

以下、二〇〇二年度の診療報酬改定に限りて質問する。

一、再診療と外来診療料の月内通減制について

1 導入の理由の一つに外来の機能分担が挙げられているが、月内通減制の導入がなぜ機能分担を促進するのか説明されたい。

2 診療料により平均受診回数に大きな違いがあるが、そのことは通減制の実施に当たってなぜ考慮されないのか。

二、これまで、退院した患者に対して退院の日から一月以内に行った在宅療養指導管理の費用

平成十四年四月三日 参議院会議録第十四号 質問主意書及び答弁書

は、入院していた医療機関・他の医療機関とも算定できなかったが、入院していた医療機関では退院時の指導管理を退院時に算定できた。今回、入院していた医療機関に加え、他の医療機関でも一定条件の下で算定可とするところ。しかしそもそも、在宅療養指導管理料に自院以外での退院患者を含む旨の規定がない限りは、入院していた医療機関に係る規定と解釈すべきであると考え、見解を示されたい。

三、褥瘡対策や医療安全管理体制を推進していくことは極めて重要であるが、今回褥瘡対策を実施、医療安全管理体制未整備の各減算を導入するに当たり、それらに掛かるコストをどの程度と見積もっているのか。そのコストが入院基本料において評価された上で、未整備、未実施の場合に減算するというところ、見解を示されたい。

四、外来慢性維持透析の見直しについて

1 透析患者の生命予後にとって、透析時間は長いほど良いとされているが、このことについての見解を示されたい。

2 今回の改定では、透析実施時間による点数の段階的設定を廃止するとしている。これにより、障害者加算の対象とならない患者であって、医療上長時間の透析を必要とする場合には、診療報酬上の評価がされなくなるが、なぜこのようなことが許されるのか説明されたい。

3 外来慢性維持透析における食事加算が廃止されようとしているが、外来慢性維持透析における食事療法の意義についてどのように考えるか。

五、手術の施設基準の設定について

1 対象手術の選定基準では、診療報酬で一万点以上のものとされているが、その根拠を明らかにされたい。

2 経営的判断から病院によっては施設基準を達成しうる手術に絞り込み、その結果患者が

手術を受けたい地域で受けることができないなどの弊害が生まれるのではないのか。

六、小児入院医療管理料の1、2を算定する医療機関の数は、それぞれの程度見込んであるのか。地域連携小児夜間・休日診療料を算定する医療機関の数はどの程度見込んであるのか。小児救急医療の問題解決のためには、初・再診療や外来診療料に対する小児・乳幼児加算、時間外・深夜・休日加算、及び入院基本料に対する乳幼児救急医療管理加算などの大幅引上げが必要ではないかと考えるがいかがか。

七、入院基本料の平均在院日数要件を、二十一日（入院基本料一）、二十六日（入院基本料二）にそれぞれ引き下げる根拠を示されたい。また、急性期入院加算及び急性期特定入院加算に係る平均在院日数要件を十七日に引き下げる根拠を示されたい。あわせて、現行の急性期加算を算定している医療機関のうちの程度の機関がこの要件を満たすと見込んでいるのか明らかにされたい。

八、夜間勤務等看護加算の基準のうち、1cを廃止するとしているが、その理由を示されたい。また、現在1cを算定している医療機関数を明らかにされたい。

九、外来診療における看護業務の役割・意義についてどう考えるか。診療報酬で、外来看護業務に対する評価をすべきと考えるがいかがか。

十、長期療養の入院基本料等の特定療養費化について

1 六か月を超える入院の入院基本料等の特定療養費化で、どの程度の長期入院患者が退院すると推計しているのか。そしてそうした患者のうち、在宅療養を行う患者数、各介護保険施設へ入所する患者数（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、及びそれ以外の患者数について、それぞれだけ見込んであるのか明らかにされたい。

2 経過措置終了の二〇〇四年四月一日からは、入院時期にかかわらず、規定どおりに施行されるのか。

3 低所得者に対する負担軽減などの対策は行われたいのか。

十一、外来総合診療料（外総診）の廃止については、「算定要件が複雑で、現場で運用の混乱が見られている」ということが理由とされているが、これは開始当初から指摘されていたにもかかわらず、なぜ今になって廃止なのか、理由を説明されたい。また、外総診の施行の結果を、どのように総括しているのか。廃止により新たな混乱を生むとは考えないのか。

十二、新生児介補加算・乳児介補加算を給付の公平性の観点から廃止するとしているが、現在どの程度算定しているのか。廃止後に新生児介補・乳児介補が必要な場合は全額患者負担となるのか。少子化対策を強化するという方針からすれば、むしろ給付をすべてに適用し公平性を担保するべきではないか、見解を示されたい。

十三、一九八一年以降の医療経済実態調査では、歯科個人診療所の収支差額は減少し続け、今回調査では最低の額まで減少している。医療経営の合理化や職員体制の縮小という手段での歯科診療所の経営は限界に達している。今回更に一・三%の歯科診療報酬引下げで良質な歯科医療の確保と歯科医院の経営が果たして成り立つと考えているのか。

十四、「かかりつけ歯科医初診料」は前回改定で新設されたが、そのときにはどの程度の算定率を見込んでいたのか。日本歯科医師会の昨年三月の調査では、一三・三%と極めて低い算定率にとどまっているが、この原因はいったいどこにあると考えるのか。今回の改定で、算定率はどの程度変化すると見込んでいるのか。

十五、補綴物維持管理について、「補綴物維持管理未実施施設における歯冠補綴物製作及び根管

治療に係る技術料の低減」の理由を示された。
右質問する。

平成十四年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 井上 裕殿

参議院議員小池晃君提出二〇〇二年度診療報酬
改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

参議院議員小池晃君提出二〇〇二年度診療
報酬改定に関する質問に対する答弁書

一の1について

平成十四年度の診療報酬の改定(以下「十四年
改定」という。)においては、再診料及び外来診
療料について同一月の受診回数増加に伴って
一回当たりの点数を減減すること(以下「月内通
減制」という。)により、受診回数の適正化を図
ることとしている。特に、診療所及び病床数二
百床未満の病院に係る再診料については各月四
回目以降の点数を大幅に低減する一方、病床数
二百床以上の病院に係る外来診療料について、
各月二回目以降の点数を大幅に低減することと
しており、これにより医療機関の一層の機能分
化を図ることとしている。

一の2について

月内通減制については、御指摘のように診療
科に着目するのではなく、頻回の診療を必要と
する患者等に着眼して行うこととしており、透
析を実施している患者、慢性疼痛疾患管理料を
算定している患者等に係る再診料及び外来診療
料については、点数の減減を緩和することとし
ている。

二について

退院する患者に対しては、通常、当該患者が
入院していた医療機関により退院時に必要な在
宅療養指導管理が実施されると考えられること

から、退院時に在宅療養指導管理料を算定でき
ることとする一方、退院後一月以内に在宅療養
指導管理が行われた場合は、これを実施する医
療機関のいかなる問わず、在宅療養指導管理料
を算定できないこととしている。

しかしながら、退院後の患者の転居等により
入院していた医療機関が在宅療養指導管理を実
施することが困難な場合があること等から、十
四年改定においては、退院時に在宅療養指導管
理料が算定されなかった患者について退院後一
月以内に在宅療養指導管理が行われた場合は、
これを実施する医療機関のいかなる問わず、在
宅療養指導管理料を算定できることとしたこと
である。

三について

入院基本料には院内感染防止対策、褥瘡対
策等の実施や医療安全管理体制の整備に對する
評価が含まれているが、十四年改定において
は、褥瘡対策の未実施や医療安全管理体制の未
整備について入院基本料を減算することとして
いる。褥瘡対策や医療安全管理体制の整備に要
する費用は医療機関によって様々であると考え
られるが、これらを実施しない場合の減算点数
については、現行の院内感染防止対策が未実施
の場合の減算点数を勘案して定めたところであ
る。

四の1について

透析時間と患者の予後との関係については、
様々な見解があると承知しており、今後更に医
学的知見を集積する必要があると考えている。

四の2について

従来から、著しく透析が困難な者に対して透
析を行った場合には、点数を加算することとし
ているが、十四年改定においては、近年の透析
に要する時間の変化等を踏まえて従来の透析時
間別の評価を一本化することに伴い、特に長時
間の透析を必要とする患者等に対する透析を適
切に評価する観点から、加算の対象となる者の

範囲を大幅に拡大したところである。

四の3について

透析の食事加算は、透析に長時間を要してい
たことを前提として設定されたものであるが、
十四年改定においては、近年の透析に要する時
間の変化等を踏まえて当該加算を廃止したもの
であり、治療の一環として行われる食事の提供
については、透析に係る点数の中で包括的に評
価することとしたところである。

五の1について

医療機関が御指摘の手術の施設基準(以下「施
設基準」という。)を充足するか否かによって手
術に係る点数は異なることになるが、十四年改
定においては、質の高い医療を効率的に提供す
る観点から、難易度の高い手術又は特殊な専門
技術若しくは高額な医療材料を必要とする一定
の手術を施設基準の対象に加えるとともに、年
間症例数や医師の経験年数を踏まえた施設基準
の見直しを行ったところである。

これらの施設基準の対象となる手術について
は、現行の診療報酬で一万点以上のものを目安
として、個々の手術の特性等も踏まえて選定し
たところである。

五の2について

施設基準の対象となる手術の選定に当たって
は、症例数が多い手術をその対象から外すなど
患者の利便性にも配慮しているが、難易度の高
い手術等の技術と経験の集積を図るために施設
基準を設定することは、質の高い医療の効率的
な提供に資するものと考えている。

六について

小児入院医療管理料1、小児入院医療管理料
2又は地域連携小児夜間・休日診療料を算定す
る医療機関の数は、それぞれ一都道府県当たり
平均で数施設程度になると考えている。
また、平成十二年度の診療報酬の改定では初
診料、再診料に係る乳幼児加算等を大幅に引
上げたところであり、十四年改定で地域におい

て時間外、夜間等に小児医療を常時提供する体
制の整備を評価する地域連携小児夜間・休日診
療料を新設するなど、小児救急医療の更なる充
実を図ることとしている。

七について

十四年改定においては、入院医療の機能分担
と効率的な医療の提供を目的として入院基本料
の平均在院日数の要件を見直すこととしている
が、これは、一般病棟入院基本料の1又は2を
算定する医療機関の平均在院日数が短縮されて
いること、これらの医療機関の大半が既に見直
し後の平均在院日数の要件を満たしていること
を考慮すること等を勘案して行うものである。

また、急性期入院加算及び急性期特定入院加
算の平均在院日数の要件については、急性期入
院医療を適切に評価するため、従来から一般病
棟入院基本料よりも短い日数としてきていたこ
ところであり、十四年改定においても、一般病棟
入院基本料の平均在院日数の要件の改正と併せ
て見直すこととしたものである。なお、十四年
改定による改正後の要件が適用される平成十四
年十月までは、現在急性期入院加算又は急性
期特定入院加算を算定している医療機関の大半
が当該要件を満たすことになると考えている。

八について

十四年改正においては、医療の高度化に伴
って夜間の看護業務が増大していることや医療事
故防止対策の確実な実施が求められていること
を踏まえ、夜間における看護体制の一層の充実
を図るため、診療報酬における評価の重点化を
図ることとしており、夜間に患者十人に対して
看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)
一人を配置する体制を新たに評価の対象とする
一方、夜間に患者三十人に対して看護師等一人
を配置する体制を評価する夜間勤務等看護加算
1cを廃止することとしている。また、平成十
三年七月現在、夜間勤務等看護加算1cを算定
している病棟数は二千三百六十三である。

九について

治療法の多様化等を背景として、外来診療における看護業務の役割は一層重要になってきていると認識している。

診療報酬においても、こうした外来診療を適切に評価していくことが必要と考えており、十四年改定においては、専任の常勤の看護師が配置された専用室において悪性腫瘍患者に対して実施される外来化学療法を新たに評価することとしたところである。

十の1について

療養病床等に六月を超えて入院している患者の約四割は福祉施設や在宅によって対応することが可能である旨の民間団体による調査結果等があり、これを基に、長期入院患者に係る特定療養費制度の対象となる可能性のある患者数を五万人程度と推計している。

十の2について

長期入院患者に係る特定療養費制度に関する患者の入院時期に応じた経過措置は、平成十八年三月三十一日までの間適用されるものである。

十の3について

長期入院患者に係る特定療養費制度は、患者側の事情により長期間入院している患者に対する医療保険からの給付の在り方を見直すという観点から導入されるものであり、医療保険から給付される額を超える費用については、基本的には各医療機関が患者から徴収することになる。

十一について

老人慢性疾患外来総合診療科(以下「外総診」という。)については、平成八年度の診療報酬の改定において高齢者の慢性疾患に対する外来診療を包括して評価するものとして設定し、その後、平成十年度及び平成十二年度の診療報酬の改定においては算定要件を明確化するなど、円滑な施行に努めてきたところであり、外総診を

算定する医療機関が漸増するなど一定程度普及してきたと考えている。

しかしながら、特定の医療機関に通院するすべての老人慢性疾患患者に適用される外総診については、当該患者が他の医療機関を受信した場合の取扱い等に関する混乱が続いたことから、十四年改定においては、外総診を廃止することとしている。なお、平成十四年十月に外総診を廃止するまでの間医療機関に十分な周知徹底を図ることにより、混乱が生ずることのないよう努めてまいりたい。

十二について

平成十二年度社会医療診療行為別調査によれば、新生児介補加算は一日当たり約千回算定されているが、乳児介補加算は算定されていない。

これらの加算の対象となっている新生児や乳児の健康状態は、健康な産婦等の新生児や乳児と同様と考えられることから、十四年改定においては、産婦等の間の負担の公平性や近年の厳しい保険財政にかんがみ、これらの加算を廃止することとしたものである。これにより、従来加算の対象となった行為の費用は、健康な産婦等の場合と同様に、全額産婦等の負担となる場合があると考えている。

十三について

歯科診療報酬については、賃金や物価の動向、歯科医業の経営の実態、歯科医療技術の進歩等を勘案するとともに、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、適切に設定しているところである。

十四について

平成十二年度の歯科診療報酬の改定の際には、初診料のうち約七割がかかりつけ歯科医初診料として算定されるものと考えていたが、歯科医師が患者に説明するために使用する資料の選択肢を限定していたこと等から、かかりつけ歯科医初診料は十分に普及しなかったと考えて

いる。十四年改定においては、当該選択肢を増やすこととしており、今後はかかりつけ歯科医初診料の算定が促進されるものと考えている。

十五について

歯冠補綴物又はブリッジを装着した後にその維持管理を継続的に実施すること(以下「補綴物維持管理」という。)は、患者の咀嚼機能を長期間健全に維持する上で重要であり、約九割の歯科医療機関が補綴物維持管理料を算定しているところである。

十四年改定においては、補綴物維持管理の一層の普及を図る観点から、補綴物維持管理を行わない歯科医療機関については、歯冠補綴物及びブリッジに係る歯冠修復及び欠損補綴料を低減することとしたものである。

平成十四年四月三日 参議院会議録第十四号

一六

明治三十五年三月二十七日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五—八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
財務省印刷局
電話
03
(3587)
4294
定価
送料
本号一部
〇〇五円
別〇四円